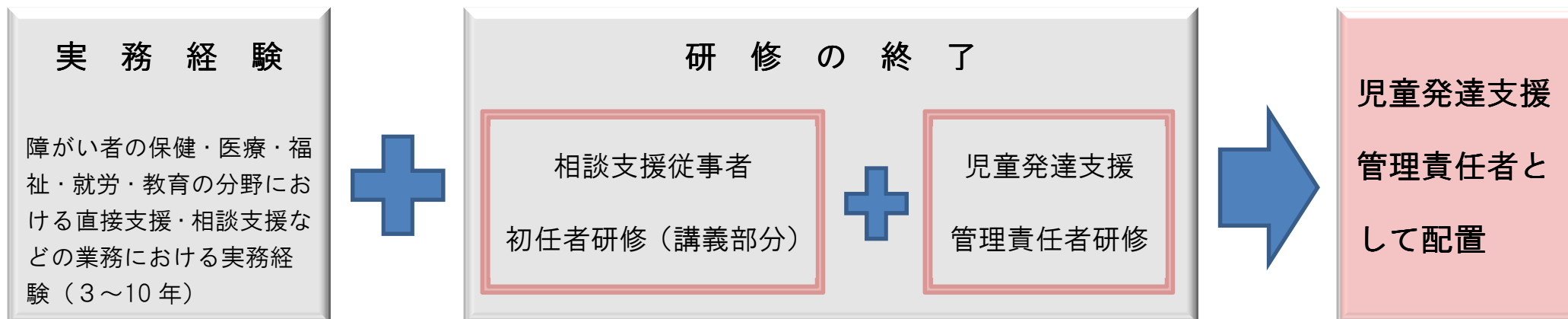


# 児童発達支援管理責任者の要件



- 1 平成 27 年 3 月 31 日までは、研修を受講することを条件として、業務を行うことが可能。
- 2 「児童発達支援管理責任者研修」については、「サービス管理責任者研修（児童分野）」を受講している場合、研修要件を満たしているとみなす。